

公共施設使用料等の見直しに関する基本方針

令和7年4月

安来市

I. 基本的な考え方

(1) 見直しの背景・趣旨

本市では、様々な公共施設を設置していますが、施設の維持管理等には経費がかかり、それらは施設を利用する方からの使用料等と市民の方からの税金によって賄われています。

施設の使用料等については、これまで消費税の増税に伴う見直し以外では、長年見直しを据え置いていましたが、社会情勢の変化による光熱水費、人件費、維持管理費の上昇に対応するためには、受益者負担を原則とする見直しが必要となります。

そのため、「公共施設使用料等の見直しに関する基本方針」を策定し、受益者が負担する経費の範囲、また、受益者と利用しない人も含めた税金（公費）での負担割合を定め、使用料等の見直しに取り組むとともに、施設の効率的な管理運営や業務の見直しなどにより、経費削減と利用率の向上を図ります。

(2) 基本方針

①受益者負担の原則

施設を利用する方と利用しない方との負担の公平性の観点から、利用する方に応分の負担をしていただくという受益者負担の考えを原則とします。

②使用料の標準的な算定方法

施設にかかる経費を基に、利用する方が負担する部分と税金で負担する部分を分け、使用料（以降、利用料金制も含む）の標準的な算定方法の基準とします。

③使用料の見直しの頻度

市民ニーズや施設の維持管理等に要する費用の変化に対応するため、概ね5年ごとに見直しを検討します。ただし、制度改正や急激な物価変動等、社会情勢が変化する局面にあっては、5年にこだわらず見直しの検討を行います。

(3) 対象施設

対象とする公共施設は、使用料が発生する施設とします。ただし、次に掲げるものは対象外とします。

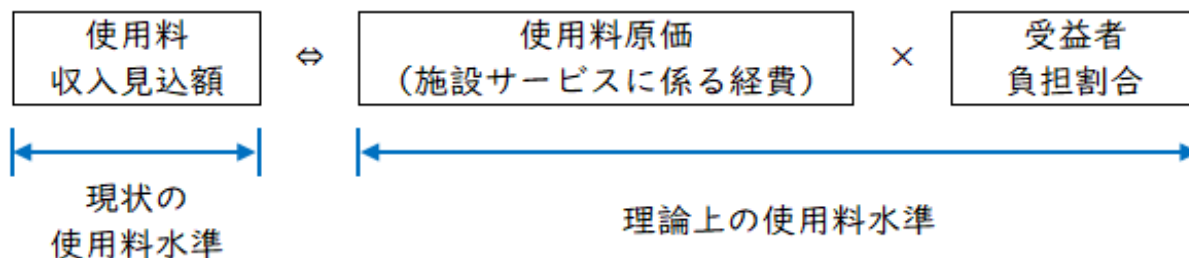
- ・使用料の額又は算定方法が、国や県の基準、法令等により定められているもの。
- ・この基本方針による使用料の算定方法が、施設の性質上適さないもの。
（例）道路の占用料、公営企業（病院、水道及び下水道）の使用料など
- ・行政財産の目的外使用に係るもの。

Ⅱ.理論上の使用料の算定方法

(1) 算定方法の基本

過去の実績等に基づき算定した使用料原価と施設ごとのサービスの性質により区分した受益者負担割合を基として、理論上の使用料水準を算定します。

理論上の使用料水準と現状の使用料水準を比較し、使用料の見直しを検討します。



(2) 使用料原価（施設サービスに係る経費）

施設の利用に伴う経費には、施設の維持管理費、人件費などの運営に係る経常的な経費と、施設の整備に係る投資的な経費があります。

使用料原価（施設サービスに係る経費）には、施設の管理費（維持管理費、人件費）のうち経常的な経費のみを算定し、一時的な行政需要に対応するための経費や臨時的な経費は算定対象外とします。

○算定対象とする経費（例）

人件費	施設の管理運営に直接従事する職員（会計年度任用職員を含む）に係るもの（人役）
需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料など）	施設運営、施設で提供するサービスに係るもの
役務費（通信運搬費、手数料、保険料など）	施設運営、施設で提供するサービスに係るもの
委託料	清掃、警備、機器保守等、施設運営に係るもの
使用料・賃借料	リース料等、施設運営に係るもの
その他	その他受益者が負担すべきと考えられる経費

※指定管理者制度を導入した施設については、原則として指定管理委託料を算定対象経費に加えます。

※公の施設には、施設の使用料に係るサービス以外の機能（支所機能など）を有するものもあります。その場合は、施設全体の面積のうち施設の利用に供する面積を考慮して按分するなどし、対象経費を算定します。

○算定対象としない経費（例）

施設の建設（大規模改修）に要する経費（減価償却費を含む）	公の施設は市民全体の財産であり、設置目的に合致する限り誰でも利用でき受益者になりうるため
大型の備品整備に要する経費	投資的経費であるため
土地の取得に要する経費	施設が廃止された後も市民全体の資産として残るため
土地賃借に要する経費	投資的経費の代替経費であるため
一時的な行政需要に対応するための経費や臨時的な経費	災害時対応等、臨時的な対応に伴う経費は提供するサービスとは目的が異なるため

（３）受益者負担割合

施設はそれぞれ設置目的や提供サービスが異なり、必ずしも、施設を利用する方が全ての費用を負担することが適当であるとは限らず、その特性により負担割合も異なると考えられます。

そのため、施設を利用する方に適正な負担を求めるうえで、施設を「必需性」と「市場性」の二つの観点からとらえ、それぞれを３段階で評価した上で、９つに分類し５段階の受益者負担割合を設定します。

①日常生活上の必需性に関する基準

日常生活を営む上で、必要不可欠なサービスを提供する施設（必需的な施設）は、市民の必要性が高く、公費を投入して市民全体で支えるサービスであると考えられます。

一方、生活の快適性の向上など、個人の意思で利用する施設（選択的な施設）についての公費の負担は、より少なくても良いサービスであると考えられます。

必需的 … 市民の日常生活において必要不可欠なサービス

選択的 … 基礎的なサービス以上のものや必要性が個人の価値観や嗜好によって異なるサービス

②市場性に関する基準

民間では難しいサービスを提供する施設や市の魅力を広く伝える施設（公益的な施設）は、公費を投入して市民全体で支えるサービスであると考えられます。

一方、民間でも同種・類似するサービスを提供する施設（市場的な施設）は市場代替性が高く、公費の負担は、より少なくても良いサービスであると考えられます。

公益的 … 民間による提供が困難であり、主に行政が提供すべきサービス

市場的 … 基礎的なサービス以上のものや必要性が個人の価値観や嗜好によって異なるサービス、生活や余暇を充実させるサービス

（施設サービスの分類別の受益者負担割合の区分）

高い ↑ 市場性 ↓ 低い	A 市場的	⑨ 受益者負担 100%	⑦ 受益者負担 75%	④ 受益者負担 50%
	B 中間	⑧ 受益者負担 75%	⑤ 受益者負担 50%	② 受益者負担 25%
	C 公益的	⑥ 受益者負担 50%	③ 受益者負担 25%	① 受益者負担 0%
		3 選択的	2 中間	1 必需的
低い ← 日常生活上の必需性 → 高い				

（４）使用料収入見込額

使用料収入見込額は、過去の実績を踏まえつつ、条例等に定められている現行の料金を基に、施設の利用率を考慮し算定します。利用率については、過去の実績を基に、施設サービスの向上など利用率の向上のための市の責務も考慮し、目標とする利用率を適用します。

(5) 算定に用いる基礎数値

算定に用いる基礎数値は、経常的な改革・改善による経費削減効果から、通常は複数年の平均値より直近年度の数値のほうが小さくなるため、原則として算定を行う年度の前年度の実績値等を活用します。ただし、施設の実情に応じて、前年度の決算値が過去2年の実績と大きく乖離する時は、過去3年の平均値とするなど適切な方法で算定します。

Ⅲ.見直しに向けた使用料の設定方法

①使用料の見直しのイメージ

Ⅱにより算定した「理論上の使用料水準」と「現状の使用料水準」とを比較し、その乖離を踏まえて個別の使用料の見直しを検討します。



②使用料の設定の考え方

Ⅱにより算定した「理論上の使用料水準」が、受益者が負担する理論上の適正な水準であり、「現状の使用料水準」との乖離に応じて使用料の見直しを行うことが適正ではありません。

しかし、この設定方法は基本の考え方を示したものであり、実際の設定では各施設の設置経緯や地域性、他市町村の状況、他の類似施設とのバランス、社会情勢等も踏まえて、必要に応じて調整を加えるものとします。

○調整を加える例

- ・ 理論上の使用料水準が現行使用料より低額となる場合で、改定により民間事業を圧迫する恐れがある場合
- ・ 理論上の使用料水準が現行使用料より高額となる場合で、改定後の使用料が周辺自治体や類似規模の自治体における同種の公共施設、また民間の類似施設と比べ、著しく高額となる場合
- ・ 受益者負担の原則に基づいた個別の算定方法による料金設定が適切である場合
- ・ その他施設の設置形態や利用実態、設置目的を勘案した調整が必要な場合 など

IV.その他

(1) 使用料の減額・免除制度の考え方

使用料の減額・免除制度については、政策的特例措置であるため、「受益者負担の原則」を十分考慮し、公益性の度合いや対象者の負担能力等から真にやむを得ないものに限定するものとします。

減額・免除制度により、受益者層の固定化を招いたり、本来の負担の公平性を損なうことがないように、減額・免除の対象者であることを客観的に証明できる身分証明や事実関係等による資格の有無の確認を徹底するなど、制度を適正に運用します。

(2) 激変緩和措置

Ⅱにより算定した「理論上の使用料水準」と「現状の使用料水準」との乖離が著しく大きく、使用料の大幅な改定が必要な場合、利用者の負担が急激に増加し、当該施設の利用の低下が想定されます。これを緩和するため、改定後の料金は見直し前の料金の1.5倍を超えないこととします。

ただし、激変緩和措置の結果、周辺自治体や類似規模の自治体における同種の公共施設、また民間の類似施設と比べ、依然として著しく不均衡な場合は、類似施設と同程度の使用料へ増額することを可能とします。

(3) 施設の効率的な管理運営、業務見直しの考え方

受益者負担の考えのもとでは、人件費や維持管理費が使用料原価の計算の基となることから、施設の効率的な管理運営や業務の見直しなどにより経費を削減することが使用料の低減につながります。

経費の削減に努めるとともに、使用料収入の確保に向けて施設の利用率や利用者の利用満足度を高めるなど、施設サービスの向上に努めていきます。